

廿日市市火葬場靈峯苑
廿日市市墓地(靈峯墓苑・第二靈峯墓苑・第三靈峯墓苑)
指定管理者募集要項

令和8年4月

廿日市市生活環境部人権・市民生活課

目 次

1	はじめに.....	3
2	施設概要.....	3
	(1) 火葬場霊峯苑.....	3
	(2) 霊峯墓苑.....	3
	(3) 第二霊峯墓苑.....	3
	(4) 第三霊峯墓苑.....	4
	(5) 第三霊峯納骨堂.....	4
3	指定期間.....	4
4	指定管理者が行う業務.....	4
	(1) 業務の概要.....	4
	(2) 物販事業等.....	5
	(3) 留意事項.....	5
5	管理の基準.....	5
	(1) 管理運営方針.....	5
	(2) 使用時間.....	6
	(3) 休業日.....	6
	(4) 火葬場霊峯苑の使用許可.....	6
	(5) 関係法令等の遵守.....	6
6	人員配置.....	6
	(1) 責任者等の配置.....	6
	(2) 有資格者の配置.....	6
	(3) 正規雇用職員等の配置.....	6
7	リスク分担.....	7
8	使用料等.....	7
	(1) 利用料金制度の不採用.....	7
	(2) 使用料の徴収事務委託.....	7
9	指定管理料等.....	7
	(1) 指定管理料.....	7
	(2) 備品及び修繕.....	7
10	会計に関する事項.....	8
	(1) 会計年度.....	8
	(2) 経理区分.....	8

11	申請資格等.....	8
	(1) 基本的事項.....	8
	(2) 火葬業務の実績.....	8
	(3) 欠格事項等.....	8
12	募集等.....	9
	(1) 募集要項の配布期間等.....	9
	(2) 現地説明会.....	9
	(3) 質問の受付及び回答.....	9
13	申請手続等.....	10
	(1) 提出書類.....	10
	(2) 提出部数.....	10
	(3) 提出期間等.....	10
	(4) 留意事項.....	10
14	選定の方法及び審査基準.....	11
	(1) 選定方法等.....	11
	(2) 審査項目等.....	11
	(3) 必要最低点.....	11
	(4) 審査結果の通知及び公表.....	11
	(5) 選定審査対象からの除外.....	11
15	指定管理者の指定及び協定.....	11
	(1) 指定管理者の指定.....	11
	(2) 協定の締結.....	11
16	事業の継続が困難になった場合等の措置.....	12
	(1) 管理運営業務開始前までの期間.....	12
	(2) 管理運営業務開始後.....	12
17	その他.....	13
	(1) 公募から運営開始までのスケジュール.....	13
	(2) 指定管理開始前の引継ぎ業務等.....	13
	(3) 指定管理終了時の引継ぎ業務等.....	13
	(4) 事業報告、業務報告等に関する事項.....	13
18	問い合わせ先.....	14
19	申請様式等.....	14
	(1) 申請様式.....	14
	(2) 添付資料.....	14

1 はじめに

廿日市市が設置する火葬場及び墓地のうち、廿日市市宮内字東鎗出、同字六本松において近接している四つの施設（廿日市市火葬場霊峯苑（以下「火葬場霊峯苑」という。）並びに霊峯墓苑、第二霊峯墓苑及び第三霊峯墓苑（以下「3墓苑」と総称する。））について、火葬場霊峯苑を核とした一体的な管理体制を築き、もって管理運営の効率化、3墓苑に係る相談対応の迅速化及び指定管理者の創意工夫による施設使用者の満足度向上を図るため、施設の管理運営を代行する指定管理者を次のとおり募集します。

なお、上記の目的を満たすため、火葬場霊峯苑及び3墓苑の4施設を一括して一つの指定管理者に管理運営していただきます。

2 施設概要

(1) 火葬場霊峯苑

ア 所在地

広島県廿日市市宮内3993番地

イ 面積

(ア) 敷地面積 6,608.70㎡

(イ) 延床面積 1,847.87㎡

ウ 建物構造

鉄筋コンクリート造 2階建

エ 施設内容

(ア) 火葬施設

火葬炉（人体炉4基・動物炉1基）、告別室2室、収骨室2室、霊安室、炉前ホール、見送りホール、制御室

(イ) 駐車場施設

平面式 計39台分

（思いやり駐車場1台分、マイクロバス用5台分、一般車用33台分）

(ウ) その他

事務室、待合ロビー、待合室3室、トイレ（男性用、女性用、多目的トイレ）、自動販売機、湯沸室

オ 設置年月日

平成12年4月1日

(2) 霊峯墓苑

ア 所在地

広島県廿日市市宮内3970番地1

イ 面積

6,272.21㎡

ウ 施設内容

トイレ、水汲場、ごみ捨場

エ 区画数

墓所 計744区画

オ 設置年月日

昭和56年4月1日（364区画。昭和59年6月1日増設（380区画）。）

(3) 第二霊峯墓苑

ア 所在地

広島県廿日市市宮内840番地1

- イ 面積
9, 198.86㎡
 - ウ 施設内容
駐車場、水汲場、ごみ捨場
 - エ 区画数
墓所 計828区画
 - オ 設置年月日
平成9年4月1日
- (4) 第三霊峯墓苑
- ア 所在地
広島県廿日市市宮内3995番地
 - イ 面積
1,600㎡
 - ウ 施設内容
駐車場、水汲場
 - エ 区画数等
 - (7) 樹木葬墓 計100区画（令和8年度に約70区画増設予定）
 - (4) 合葬墓 約6,000体埋蔵可能
 - オ 設置年月日
平成31年4月1日
- (5) 第三霊峯納骨堂
- ア 所在地
広島県廿日市市宮内4003番地
 - イ 面積
鉄筋コンクリート造 25.50㎡
 - ウ 施設内容
駐車場、水汲場
 - エ 区画数等
57区画（最大116区画まで増設可能）
 - オ 設置年月日
令和5年4月1日（平成12年3月築）

3 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間

4 指定管理者が行う業務

- (1) 業務の概要
 - ア 死体（動物を含む。）の火葬等に関する業務
 - イ 火葬場霊峯苑の使用許可等に関する業務
 - ウ 火葬場使用料の徴収に関する業務
 - エ 火葬場霊峯苑の施設及び設備の維持管理に関する業務
 - オ 3墓苑の維持管理並びに利用者からの苦情及び相談等に関する業務
 - カ 第三霊峯墓苑への焼骨の埋蔵等に関する業務
 - キ その他市長が定める業務

(2) 物販事業等

指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得た上で、3墓苑の使用者の便益を図る目的として、火葬場霊峯苑事務室において供花、線香その他の物品の販売、合葬墓記名板の作成等を請け負うことができます。このほか、申請者による発意、企画提案がある場合は、廿日市市火葬場及び墓地の管理運営に関する事業計画書（様式4。「以下「事業計画書」という。）に記載してください。ただし、自動販売機の設置は、市の公募による行政財産の使用許可により行うため、指定管理者の自主事業として行うことはできません。

なお、物販事業等の実施に係る経費は、指定管理費から支出できません。

(3) 留意事項

ア 業務内容の詳細

業務内容の詳細は、別紙1「廿日市市火葬場・墓地管理業務仕様書」を参照してください。

イ 再委託の制限等

指定管理者は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、あらかじめ市長の承認を得なければなりません。

ウ 地元業者への配慮

指定管理者は、業務の再委託を行う場合は、できる限り地元業者へ発注するとともに、物品の調達等においては、市内業者へ発注するよう努めてください。

なお、これらの具体的な提案がある場合には、事業計画書に記載してください。

エ 環境への配慮

指定管理者は、業務の実施に当たっては、環境への負荷の軽減に努めなければなりません。申請者のノウハウや創意工夫の発揮により、廃棄物の減量化又は省エネルギーに配慮した運営など効果的・効率的な施設管理方法について提案がある場合は、事業計画書に記載してください。

オ 保険への加入

指定管理者は、本募集要項及び本管理業務仕様書に定める自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入してください。

なお、施設賠償責任保険及び建物の火災保険は、廿日市市が加入します。

【廿日市市が加入している賠償保険の賠償内容】

支払限度額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

5 管理の基準

(1) 管理運営方針

ア 火葬場霊峯苑

火葬場霊峯苑は、人生の終焉の儀式を執り行う場として、また、愛玩動物との最後のお別れの場として、尊厳と格調を保ちながらも、使いやすく親しみをもって利用いただける環境づくりを目指しています。

イ 3墓苑

霊峯墓苑及び第二霊峯墓苑は、市民への墓地供給体制を確保することを目的として設置しています。

また、第三霊峯墓苑は、墓地需要に関する市民アンケート（平成26年度実施）の結果を踏まえ、新たな墓地形態である樹木葬及び合葬墓の供給を目的として設置しています。

いずれの墓地においても、故人の安息の地として、また、遺族などが故人を思い偲ぶ場として、平穏かつ整然たる環境づくりを目指しています。

いずれの施設においても、指定管理者には上記の管理運営方針の趣旨を十分にご理解いただいた上で、民間のもつノウハウを活用いただき、また、経費面での節減を図る視点も保ちながら、市民サービスの向上や満足度の高い安定的なサービス提供を図っていただきます。

(2) 使用時間

ア 火葬場霊峯苑

原則として午前9時から午後5時まで

イ 3墓苑

特に定めはありません。ただし、第二霊峯墓苑の駐車場出入口は、所定の時間に施錠を行ってください。

(3) 休業日

ア 火葬場霊峯苑

原則として1月1日及び1月2日

イ 3墓苑

特に定めはありません

上記(2)及び(3)について提案がある場合は、事業計画書に記載してください。

(4) 火葬場霊峯苑の使用許可

廿日市市火葬場設置及び管理条例（以下「火葬場条例」という。）第11条第2項において準用する同条例第6条の規定に基づき、公平かつ公正に行ってください。

なお、墓地、埋葬等に関する法律（以下「墓埋法」という。）第13条の規定により、正当な理由がない限り、火葬場の使用を拒むことはできませんので、ご注意ください。

(5) 関係法令等の遵守

火葬場霊峯苑及び3墓苑の管理運営業務を行うに当たっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守するものとします。

ア 地方自治法、地方自治法施行令等の行政関連法令

イ 労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の労働関連法令

ウ 消防法、電気事業法、建築基準法等の施設維持管理関連法令

エ 墓埋法及び同法施行規則

オ 火葬場条例及び同条例施行規則

カ 廿日市市墓地設置及び管理条例（以下「墓地条例」という。）及び同条例施行規則

キ 廿日市市情報公開条例

ク 個人情報の保護に関する法律

ケ 廿日市市暴力団排除条例

コ その他関係法令等

6 人員配置

(1) 責任者等の配置

施設の管理運営業務を行う常勤の責任者を1名配置するほか、業務を行うため適正な人員を配置するものとします。

(2) 有資格者の配置

業務実施に当たり、法令等により資格を必要とする場合は、有資格者を配置してください。

(3) 正規雇用職員等の配置

火葬業務に携わる職員は、人生の終焉の儀式を執り行う者として、ご遺族の悲しみに配慮

しつづ儀式を適正に行う必要があります、高度な接遇技術が求められます。

また、ご遺体のお骨を拾い上げる儀式（収骨）を執り行うに当たり、特に小型の愛玩動物（ハムスターなど）の場合など、お骨をきれいな形で残るように火葬するためには、高度な経験と技術が求められます。

これらの点から、火葬業務に携わる職員は、接遇技術や火葬執行技術について日々研鑽し、成長を図り続ける必要があります。

以上を踏まえ、火葬業務に携わる職員として、正規雇用の職員（期間の定めのない労働契約により雇用している常勤の職員）又はこれに準ずる職員（正規雇用として火葬業務に携わっていた職員の退職後に非正規により再雇用する場合など）を配置することとさせていただきます。また、そのうちの少なくとも一人は、指定管理開始日時点において3年以上継続して火葬業務に従事している見込みの者を配置してください。

なお、火葬業務以外の業務に携わる職員については、この限りではありません。上記(1)及び(3)に係る具体的な計画内容については、事業計画書により提案してください。

7 リスク分担

基本的なリスク分担については、別紙2「廿日市市火葬場・墓地リスク分担表」とおりです。

8 使用料等

(1) 利用料金制度の不採用

火葬場霊峯苑及び3墓苑の使用料について、利用料金制度は採用しません。したがって、使用料の額は市が決定することとし、使用料は市の歳入とします。

(2) 使用料の徴収事務委託

火葬場霊峯苑の使用料は、別途市と指定管理者とで締結する徴収事務委託契約に基づき、指定管理者において使用許可の際に徴収してください。

なお、使用料の徴収事務に係る業務委託料は、指定管理料に含めて算定してください。

9 指定管理料等

(1) 指定管理料

廿日市市が指定管理者に支払う指定管理料の上限額は次のとおりです。指定管理料の全体額については基本協定で、毎年度の指定管理料については年度別協定で定めるものとします。

この上限額は、現時点の消費税率で算出しており、今後、消費税率の改定があった場合は、改めて指定管理者と協議を行います。

指定管理料の上限額	296,854千円	(5年間)
〔内訳〕	火葬場霊峯苑	275,250千円 (5年間)
	3墓苑	21,604千円 (5年間)

※注 本市においては、火葬場霊峯苑に係る会計区分と3墓苑に係る会計区分が異なるため、それぞれについて指定管理料を定めることとしています。

(2) 備品及び修繕

市は、指定管理者に対し、別紙8に記載する備品を無償貸与します。

設備及び施設に係る工事及び修繕は、別紙2「廿日市市火葬場・墓地リスク分担表」に定めているとおり、10万円未満のものについて指定管理者により実施していただきます。

10 会計に関する事項

(1) 会計年度

3 墓地及び火葬場霊峯苑の管理運営に係る会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。

(2) 経理区分

ア 指定管理者は、経理に関する規程を策定し、適正に経理事務を行うものとします。

イ 経理事務に当たっては、火葬場霊峯苑及び 3 墓苑のそれぞれについて、管理運営業務に係る独立の帳簿を設けるものとします。

ウ 4 (2) の物販事業等を行う場合、当該事業に係る経費は他の経費と明確に区分して経理事務を行ってください。

11 申請資格等

(1) 基本的事項

ア 申請者は、法人その他の団体とし、法人格の有無は問いません（個人での申請はできません。）。

イ 複数の団体により構成されるコンソーシアム（共同事業体）で申請する場合は、構成団体の中から代表となる団体を定め、責任体制を明確にするため、協定を締結してください。なお、申請に当たっては、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

ウ コンソーシアムの構成団体は、別のコンソーシアムの構成団体となり、又は、単独で申請することはできません。

(2) 火葬業務の実績

団体（コンソーシアムで申請する場合は、構成団体のうち少なくとも一の団体）は、現に火葬業務に関する業務委託を地方公共団体から受託していること。また、10 年以上継続して、火葬業務に関する業務委託を地方公共団体から受託した実績を有すること。

この場合において、「業務委託」とは、指定管理業務であるか否かを問いません。

(3) 欠格事項等

団体及び代表者が次のいずれかに該当する場合は、申請を無効とします。また、コンソーシアムで申請する場合は、全ての構成団体及びその代表者が次のいずれにも該当しないものとし、1 団体でも該当した場合は、申請を無効とします。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者

イ 募集開始の日から廿日市市指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の日までの間のいずれかの日において、広島県及び廿日市市の入札指名除外を受けている者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号のいずれかに該当する者

（暴力団等に該当しないことを確認するため、申請者の役員の氏名等に係る情報を警察当局へ提供します。）

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員である者

オ 廿日市市税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 過去 2 年以内に地方自治法第 244 条の 2 第 1 1 項の規定による指定の取消し（廿日市市以外の普通地方公共団体による指定の取消しを含む。）を受けたことがある者

キ 本市における指定管理者の指定手続において、その公正な手続を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

12 募集等

(1) 募集要項の配布期間等

ア 配布期間

令和8年5月1日（金）から令和8年6月19日（金）まで

イ 配布方法

廿日市市ホームページ (<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp/>) に掲載しますので、ダウンロードしてください。

(2) 現地説明会

ア 開催日時

(ア) 令和8年5月14日（木） 9時30分から

(イ) 令和8年5月15日（金） 9時30分から

(ウ) 令和8年5月18日（月） 9時30分から

(エ) 令和8年5月19日（火） 9時30分から

イ 開催場所

廿日市市火葬場霊峯苑（広島県廿日市市宮内3993番地）

※ 現地（駐車場）に9時20分までに集合してください。

ウ 内容

募集要項等の説明、施設見学

エ 申込方法

廿日市市火葬場・墓地現地説明会参加申込書（様式7）に必要事項を記入し、電子メールで令和8年5月8日（金）までに、廿日市市生活環境部人権・市民生活課へ提出してください。参加回次を振り分けた上、5月11日（月）までにお知らせします。

オ 留意事項

(ア) 指定申請書を提出する場合は、必ずいずれかの回次の現地説明会に参加してください。現地説明会以外での現地での説明、対応等は一切行いません。

(イ) 参加者は、1団体につき2名までとします（コンソーシアムで申請する場合は、1構成団体当たり2名までとします。）。

(ウ) 現地説明会当日は、通常どおり火葬を執行しております。駐車場に限りがあるため、参加者は、1団体につき車1台でのご来場としてください（車2台以上でのご来場は、ご遠慮ください。）。

(エ) 現地説明会では、質疑応答は行いません。

(3) 質問の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月22日（金）まで

最終日は、午後5時まで

イ 受付方法

廿日市市火葬場・墓地指定管理者募集要項等に関する質問票（様式8）に必要事項を記入し、電子メールで廿日市市生活環境部人権・市民生活課へ提出してください。

ウ 回答方法

令和8年6月1日（月）までに、現地説明会に参加した全ての団体に電子メールでお知らせします。なお、質問者は公表しません。

エ その他

回答内容は、募集要項等の追加又は修正とみなします。

13 申請手続等

(1) 提出書類

- ア 指定管理者指定申請書（様式1）
- イ 団体概要書（様式2）
- ウ 役員等一覧（様式3）
- エ 廿日市市火葬場及び墓地の管理運営に関する事業計画書（様式4）
- オ 廿日市市火葬場及び墓地の管理運営に関する収支計算書（様式5）
- カ 誓約書（様式6）
- キ 添付書類
 - (ア) 定款、寄附行為又はこれらに類する書類
 - (イ) 法人等であることを証する書類（登記簿謄本等）
 - (ウ) 申請書を提出する日の属する事業年度の前3事業年度における事業報告書、損益計算書、貸借対照表及びキャッシュフロー計算書（作成していない団体にあつては、これに相当する書類）
 - (エ) 申請書を提出する日の属する事業年度における事業計画書、収支予算書
 - (オ) 納税証明書、滞納のない旨の証明書等（11(3)オに該当しないことを証する書類）

(2) 提出部数

- 正本1部、データ一式
- ※ 正本は、(1)のアからキまでの順に重ねて提出してください。
- ※ 正本ステープラー止めは不要です。

(3) 提出期間等

- ア 提出期間
令和8年5月15日（金）から令和8年6月19日（金）まで
開庁日の午前9時から午後5時まで
- イ 提出先
廿日市市生活環境部人権・市民生活課
E-mail : jinkenseikatsu@city.hatsukaichi.lg.jp
- ウ 提出方法
正本は、上記提出先まで直接持参してください。
また、データ一式を電子メールにて提出してください。

(4) 留意事項

- ア 1団体が、この募集において複数の申請をすることはできません。
- イ 提出書類は、理由のいかんにかかわらず返却しません。
- ウ 提出後の提出書類の内容変更は、原則として認めません。
- エ 廿日市市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。
- オ 申請に要する経費については、全て申請者の負担とします。
- カ 提出書類は廿日市市の公文書となるため、情報公開請求があつた場合は、廿日市市情報公開条例第7条に規定する不開示情報を除き、原則として公開します。
- キ 提出書類中、団体概要書（様式2）については、指定管理者の指定の議案の添付資料として廿日市市議会へ提出します。
- ク 提出書類の中で、廿日市市情報公開条例第7条に規定する不開示情報に該当すると考えられる箇所には、あらかじめ網掛け等の処理をした上で提出してください。
- ケ 申請書の提出後から指定管理者の指定の議決を経るまでの間に、指定管理者の指定の申請について辞退する場合は、辞退届（様式9）を提出してください。

14 選定の方法及び審査基準

(1) 選定方法等

提出書類、事業計画等の説明（プレゼンテーション）及びヒアリングにより審査し、申請者の順位付けを行い、第1位の申請者を指定管理者の候補者として選定します。

ア 第1次審査

申請者から提出された申請書等の書類をもとに、募集要項において定めた資格及び要件が備わっているかどうかを審査します。また、必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施します。

イ 第2次審査

選定委員会において、申請者からの事業計画書等の説明及びヒアリングを行った上で、審査基準及び審査の項目に照らし総合的に審査し、候補者を選定します。

選定委員会の開催は、7月16日（木）を予定しています。日程、場所等が決まり次第、通知します。また、申請者が1団体のみであった場合にも開催します。

なお、代表者に代わり代理人が出席する場合は、代表者の委任状（様式10）を持参してください。

(2) 審査項目等

別紙3「廿日市市火葬場・墓地指定管理者選定に係る審査基準表」のとおりで、性能点70点満点、金額点30点満点、合計100点満点としています。

(3) 必要最低点

選定事業者となるために必要な最低点は、性能点42点（70点満点の6割）とします。

必要最低点を超える団体がいない場合は、今回の公募に伴う指定管理者の指定は行いません。

(4) 審査結果の通知及び公表

結果は、各申請者に対して令和8年7月末までに通知します。また、審査結果については、選定事業者名のみを廿日市市ホームページへの掲載等により公表します。

(5) 選定審査対象からの除外

次の要件に該当した場合は、選定審査の対象から除外するものとします。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 募集要項に違反し、又は著しく逸脱した場合

ウ 提出書類等の提出期限を超過してから提出書類等が提出された場合

エ その他不正行為があった場合

15 指定管理者の指定及び協定

(1) 指定管理者の指定

選定委員会による指定管理者の候補者の決定後、廿日市市議会に指定管理者の指定の議案を提出し、議決を経て指定管理者の指定を行います。

なお、議会の議決が得られなかった場合においても、候補者が本件に支出した費用について、廿日市市は補償しません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、市との協議を行った上で、廿日市市火葬場・墓地管理運営業務に関する協定を締結します。協定には、指定期間内における基本的な事項について定める「基本協定」と、年度ごとの業務に係る事項について定める「年度別協定」があります。

各協定の主な内容は、次のとおりです。

ア 基本協定の主な内容

- (7) 管理運営業務に関する基本的な事項
 - (イ) 市が支払うべき管理運営経費
 - (ウ) 管理運営業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
 - (エ) 事業報告・業務報告に関する事項
 - (オ) 指定の取消し及び管理運営業務の停止に関する事項
 - (カ) リスクの管理・責任分担に関する事項
 - (キ) 事業のモニタリング・評価に関する事項
 - (ク) その他管理運営業務の実施に当たって必要な事項
- イ 年度別協定の主な内容
- (7) 当該年度の業務内容に関する事項
 - (イ) 当該年度に市が支払うべき管理運営経費に関する事項
 - (ウ) その他当該年度の管理運営業務の実施に当たって必要な事項

16 事業の継続が困難になった場合等の措置

(1) 管理運営業務開始前までの期間

指定管理者の管理運営業務開始前までの期間（指定管理者の候補の決定から令和9年3月31日まで）に、指定管理者の候補者又は指定管理者が次の事項に該当した場合には、指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定を取り消すものとします。この場合において、廿日市市は、申請者の順位付けにおいて第2位に決定した申請者を指定管理者の候補者として指定できるものとします（14(3)の必要最低点を超過している場合に限り、第2位の申請者について同様の事態が発生した場合は、第3位以降の申請者について順次同様に扱うものとします。）。

ア 廿日市市議会により指定議案が否決されたとき。

イ 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。

ウ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。

エ その他指定管理者に指定することが不可能となったとき又は著しく不相当と認められる事情が発生したとき。

(2) 管理運営業務開始後

指定管理者の管理運営業務開始後（令和9年4月1日以降）に事業の継続が困難となった場合等については、次のとおり取り扱うものとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、廿日市市は指定管理者の指定の取消しを行うことができるものとします。この場合において、廿日市市に生じた損害は、指定管理者が賠償するものとします。また、別途違約金として指定管理料の上限額を指定期間年数で除した額の10分の1を廿日市市に支払うものとします。

イ 不可抗力等による場合

自然災害その他の不可抗力等、廿日市市及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合には、事業継続の可否について協議するものとします。協議の結果、やむを得ないものと判断された場合、廿日市市は指定管理者の指定の取消しを行うものとします。

17 その他

(1) 公募から運営開始までのスケジュール

	内容	日程
1	募集要項の配布	令和8年5月1日(金)～令和8年6月19日(金)
2	現地説明会	令和8年5月14日(木)、15日(金)、18日(月) 19日(火)のいずれか1日
3	質問の受付	令和8年5月1日(金)～令和8年5月22日(金)
4	質問の回答	令和8年6月1日(月)
5	指定申請書の受付期間	令和8年5月15日(金)～令和8年6月19日(金)
6	申請者に対するヒアリング	令和8年6月下旬(予定)
7	指定管理者選定委員会の開催	令和8年7月16日(木)(予定)
8	選定結果通知(候補者の決定)	令和8年7月下旬(予定)
9	指定管理者の指定(市議会による議決)	令和8年9月下旬(予定)
10	基本協定の締結	令和8年10月上旬(予定)
11	引継ぎ業務、運営準備期間	令和8年10月上旬～令和9年3月31日(水)
12	年度別協定の締結	令和9年4月1日(木)
13	指定管理者による管理運営業務の期間	令和9年4月1日(木)～令和14年3月31日(月)

(2) 指定管理開始前の引継ぎ業務等

指定管理者の指定後、管理運営業務の開始までの間に、廿日市市及び令和8年度廿日市市火葬場霊峯苑・霊峯墓苑・第二霊峯墓苑・第三霊峯墓苑指定管理業務の受託者との引継ぎ、従業員の研修及びパンフレットの印刷等の必要な準備を行うものとします。引継ぎ等に係る費用は、全て次期指定管理者として指定された団体の負担とします。

(3) 指定管理終了時の引継ぎ業務等

指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理運営業務が終了したときは、次のとおり引継ぎ業務等を行うものとします。

ア 次期管理者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を実施できるよう、廿日市市が必要と認める引継ぎ業務を実施するものとします。

イ また、次期指定管理者の選定に当たり、廿日市市の求めに応じ現地説明、資料の提供等の必要な協力を行うものとします。

ウ なお、ア、イに要する経費は、指定管理者が負担するものとします。

エ 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取消しによって管理運営業務が終了したとき、施設設備の原形を変更している場合は、指定管理者の費用負担により当該施設又は設備を原形に復して次期管理者に引き継ぐものとします。ただし、市が認める場合は、この限りではありません。

(4) 事業報告、業務報告等に関する事項

指定管理者は、市に対し年度ごとに事業報告書を提出しなければなりません。また、市の指示により、必要に応じて業務報告書及び各種保守点検報告書を提出しなければなりません。

18 問い合わせ先

廿日市市生活環境部人権・市民生活課
〒738-8501 広島県廿日市市下平良一丁目 11 番 1 号
電話：0829-30-9147 (ダイヤル) F A X：0829-31-0133
E-mail：jinkenseikatsu@city.hatsukaichi.lg.jp
担当者：元山、黒川

19 申請様式等

(1) 申請様式

- 様式 1 指定管理者指定申請書
- 様式 2 団体概要書
- 様式 3 役員等一覧
- 様式 4 廿日市市火葬場及び墓地の管理運営に関する事業計画書
- 様式 5 廿日市市火葬場及び墓地の管理運営に関する収支計画書
- 様式 6 誓約書
- 様式 7 廿日市市火葬場・墓地現地説明会参加申込書
- 様式 8 廿日市市火葬場・墓地指定管理者募集要項等に関する質問票
- 様式 9 辞退届
- 様式 10 委任状

(2) 添付資料

- 別紙 1 廿日市市火葬場・墓地管理業務仕様書
 - 別紙 1 の 2 個人情報取扱特記事項
 - 別紙 1 の 3 廿日市市火葬場霊峯苑火葬炉点検実施内容
 - 別紙 1 の 4 廿日市市火葬場霊峯苑清掃業務作業要領
 - 別紙 1 の 5 徴収事務等委託契約書(案)
- 別紙 2 廿日市市火葬場・墓地リスク分担表
- 別紙 3 廿日市市火葬場・墓地指定管理者選定に係る審査基準表
- 別紙 4 廿日市市火葬場霊峯苑使用件数一覧
- 別紙 5 廿日市市火葬場・墓地支出状況一覧
- 別紙 6 廿日市市火葬場・墓地修繕等実施記録
- 別紙 7 廿日市市火葬場・墓地委託業務一覧
- 別紙 8 廿日市市火葬場霊峯苑登録備品一覧
- 別紙 9 廿日市市火葬場・墓地平面図
- 別紙 10 廿日市市火葬場設置及び管理条例
- 別紙 11 廿日市市火葬場設置及び管理条例施行規則
- 別紙 12 廿日市市墓地設置及び管理条例
- 別紙 13 廿日市市墓地設置及び管理条例施行規則